

業 務 仕 様 書

件名：北海道防衛局（7）公共事業労務費調査業務

令和7年 7月

北海道防衛局 調達部

北海道防衛局（7）公共事業労務費調査業務 業務仕様書

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、北海道防衛局が委託する「北海道防衛局（7）公共事業労務費調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び公共事業労務費調査連絡協議会（以下「協議会」という。）の「公共事業労務費調査の手引き」（以下「手引き」という。）によるものとする。

(2) 履行場所及び日時

北海道防衛局管内

一次審査会場 札幌市内 令和7年11月中旬の指定された1日程度

二次審査会場 札幌市内 令和7年12月上旬の指定された1日程度

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年1月31日まで

(4) 業務上の疑義

受注者は、本業務の履行にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

(5) 守秘義務

受注者は、本業務の履行上知り得た事項を発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

(6) 調査員

ア 受注者は、本業務の履行にあたり調査員を定め、発注者に通知するとともに、調査員の中から代表者1名を主任調査員として、指定しなければならない。

イ 発注者が調査員を不相当と認めた場合は、受注者に対して変更を求めることができる。

2 業務内容等

(1) 目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる「公共工事設計労務単価（基準額）」を決定するための基礎資料として、公共工事等に従事した建設労働者に支払われる賃金等を職種別に把握することを目的とする。

(2) 業務内容

本業務内容は次のとおりとし、アからオの各項目について実績数に応じ後日精算する。

対象工事：10件

A工事：下請負者数	9社	(オンライン調査)
B工事：下請負者数	5社	(オンライン調査)
C工事：下請負者数	6社	(オンライン調査)
D工事：下請負者数	10社	(オンライン調査)
E工事：下請負者数	5社	(書面調査)
F工事：下請負者数	2社	(書面調査)
G工事：下請負者数	2社	(書面調査)
H工事：下請負者数	7社	(書面調査)
I工事：下請負者数	3社	(書面調査)
J工事：下請負者数	2社	(書面調査)

ア 一次審査

受注者は、調査対象工事の元請業者及び下請業者から提出される調査票（補足調査票を含む。）、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票（以下「調査票等」という。）を公共事業労務費調査要領等に基づき、個々に審査を行う。

イ 調査票データ入力

受注者は、一次審査の結果、有効と確認した工事の調査票に記入された調査票本をテキストデータとして入力し提出する。

ウ 二次審査

受注者は、協議会事務局が実施する二次審査に出席し、一次審査の調査票について、協議会事務局へ説明を行う。

なお、必要により調査票の記載内容について、電話等により調査対象工事の元請業者及び下請業者への聞き取り等による補充調査を行う。

エ 調査結果の整理分析

受注者は、調査票等の記入ミスの内容について、項目毎に原因を分析し、併せて防止対策について整理する。また、一次審査により無効となった調査票についても原因を分析し整理する。

オ 調査票記入に係る問合せ対応

受注者は、調査対象工事の元請業者及び下請業者から調査票記入方法についての問い合わせ対応を行う。なお電話対応は、1社につき1件を見込むものとする。

(3) 打合せ・協議

受注者は、発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、適宜打合せ、協議を行うものとする。

3 成果品等

(1) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお提出先は、北海道防衛局調達部調達計画課とする。

ア 調査報告書（一次審査標本内訳書） 2部

イ 調査票データ（テキストデータ） 1式

(2) 調査票

受注者は、一次審査を行った調査票について、発注者の確認後、協議会事務局へ提出する。